

チャイルドシート購入費 補助の特例措置

市では、平成19年4月1日から乳児を交通事故の被害から守るためのチャイルドシートの利用促進を図るとともに、子育て支援事業の一環として、チャイルドシートを購入した保護者に対し、その費用の一部を補助しています。今年度は、平成18年度誕生のお子さんに対し特例措置も決めました。

◆特例補助事業期間(申請期限)

☆平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)

◆補助の対象になるもの

☆チャイルドシート(国土交通省の定める安全基準に適合するもの)
☆乳児1人に対し1台

◆補助対象者

☆以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1)平成18年4月1日から平成19年3月31日までに生まれた方
- (2)購入日に親権者が1年以上市内に住所を有していること
- (3)チャイルドシートを当該乳児が1歳未満のときに購入していること
- (4)親権を有するすべての方が市税を滞納していないこと

◆補助額

☆5,000円(購入価格が5,000円未満のときはその額とし、補助金に100円未満の端数は切り捨て)

◆支払い方法

☆口座振替

◆申請に必要なもの

- ☆牛久市チャイルドシート購入補助金交付申請書など(窓口を用意してあります)
- ☆領収書原本など(店名および品名の記載されたもの)
- ☆品質保証書(チャイルドシートの製造元などが確認できるもの)の写し
- ☆乳児の生年月日を証する書面(健康保険証など)
- ☆銀行の通帳または口座番号の控え(郵便局は除く)
- ☆印鑑

※平成19年4月1日以降に誕生した乳児は、今までどおりの補助対象者となります。

◆申し込み受け付け

- ・市役所交通防災課窓口
- ・月曜日～金曜日(午前8時30分～午後5時15分)
※祝日・年末年始を除く。

問い合わせ 市交通防災課 ☎873-2111

交通安全

市交通防災課
☎873-2111



春の全国交通安全運動

4月6日(日)～15日(火)

気付いてね 黄色いぼうしと 赤信号